

「工作物石綿事前調査者講習」の追加開催について

工作物のうち石綿が使用されているおそれの高いものとして、厚生労働大臣が定める工作物（下記参照）の解体・改修工事を行う際には、工作物石綿事前調査者による石綿使用の有無についての事前調査が義務付けられました。（令和8年1月1日施行）

については、今年度追加講習を下記のとおり開催いたしますので、この機会を逃すことなく受講していただきますようご案内いたします。

【対象となる工作物】

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物告示に掲げる工作物 (令和2年厚生労働省告示第278号)	①反応槽②加熱炉③ボイラー・ 圧力容器④焼却設備⑤発電設備 ⑥配電設備⑦変電設備⑧送電設備 ⑨配管及び貯蔵設備	工作物石綿事前調査者
1 建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物	①遮音壁②軽量盛土保護パネル ③煙突④トンネルの天井版⑤プラットホームの上屋⑥鉄道の駅の地下式構造部分の壁、天井板 ⑦観光用エレベーターの昇降路の囲い	工作物石綿事前調査者 又は 一般建築物石綿含有建材調査者
2 建築物一体設備等	①コンクリート擁壁②公園遊具 ③鳥居④仮設構造物 等	工作物石綿事前調査者 又は 一般建築物石綿含有建材調査者
その他の工作物 1 上記以外の工作物		

記

1. 日 時 令和8年2月26日（木）9:00～16:30

令和8年2月27日（金）9:00～17:00

2. 場 所 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室

3. 定 員 80名

4. 受講料 会員 46,500円（受講料41,800円+テキスト代4,700円）税込
非会員 47,080円（受講料41,800円+テキスト代5,280円）税込

◇振込の場合は下記口座へお願いします。

紀陽銀行 本店営業部 (普) 1994470

口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

5. 受講手続 WEB予約後、工作物石綿事前調査者講習申込書にてお申込み下さい。
(申込書はホームページよりダウンロードできます。)

〒641-0036 和歌山市西浜1014番地27

公益社団法人 和歌山県労働基準協会

TEL 073-446-7000

